令和5年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和5年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日	時	令和5年3月20日(月) 午後3時30分 開会
場	所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日	程	第1 会議録署名委員の指名
		第2 付議事件
		議案第31号 新潟市立図書館協議会運営規則の一部改正について・・・1
		議案第32号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について・・・・・1
		議案第33号 新潟市教育委員会公印規則の一部改正について・・・・・1
		議案第34号 新潟市学校給食センター条例施行規則の
		一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・1
		議案第35号 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例
		施行規則の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・1
		議案第36号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の
		制定について・・・・・・・・・・1
		議案第37号 新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の
		一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・1
		議案第38号 教育財産の用途廃止について・・・・・・・・16
		議案第39号 事務局及び機関の長の人事について・・・・・・17
		第3 報告
		・新型コロナウイルス感染状況について・・・・・・・・・当日配布
		・令和4年度新潟市二十歳のつどいアンケート集計結果について・・・・1
		第4 次回日程
		4月定例会 令和 5年 4月20日(木)午後3時30分
		第5 閉会

付議事件

【令和5年3月定例会】教育委員会規則等の一部改正・制定について

規則等名称	改廃区分	制定・改正内容	施行日	所管所属	資料掲載頁
新潟市立図書館協議会 一部改正 O各図書館協運営規則 (条例は、	O 各 図条	書館協議会を廃止し、新潟市立図書館協議会を設置 例は、令和4年12月議会で可決済み)	R5. 4. 1	中央図書館	付議2
新潟市教育委員会組織 一部改正 〇各図書 規則 〇教職員	〇名 〇巻 〇巻	書館協議会の廃止に伴い一部改正 員住宅売却に伴い一部改正	R5. 4. 1	中央図書館 教育職員課	付議5
新潟市教育委員会公印 一部改正 〇各図書規則	〇各図	書館協議会の廃止に伴い一部改正	R5. 4. 1	中央図書館	付議7
新潟市学校給食セン 一部改正 〇小須戸ター条例施行規則 (条値	〇小須 (条)	/須戸幼稚園の閉園による一部改正 (条例は、令和4年12月議会で可決済み)	R5. 4. 1	保健給食課	付議10
新潟市個人情報の保護 第120いに関する法律施行条例 制定 で運営する施行規則 に対ける はいる はいる おおお かん かん かん かん かん かん かん かん いき かん (条例)	の (条) (条)	国人情報の保護に関する法律(以下「法という」。)」 ついて改正等が行われ、国による一元的な監視監督の下営することとなったため、新潟市個人情報保護条例の廃半い変更するもの 条例は、市長部局より令和5年2月議会へ提案)	R5. 4. 1	R5. 4. 1 教育総務課	付議12
制定	O法でI 個人情報 (条4	〇法では「生存する」個人に関する情報とし、死者の情報は個人情報に含まれないため新たに制定 (条例は、市長部局より令和5年2月議会へ提案)	R5. 4. 1	教育総務課	付議13
新潟市教育委員会情報 通信技術の活用に関す 一部改正 の一部改る規程	O 6 ション ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ロー・ファン アー・ファン アー・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン	・タル行政推進課と情報システム課の所管に関する事項 ・改正	R5. 4. 1	R5.4.1 教育総務課	付議14

新潟市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館協議会運営規則(昭和39年新潟市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項に規定する図書館に置かれる各図書館協議会(以下「各協議会」という。)」を「第19条第1項の規定により置かれる新潟市立図書館協議会(以下「協議会」という。)」に改める。

第2条から第5条までの規定中「各協議会」を「協議会」に改める。

第6条(見出しを除く。)を次のように改める。

第6条 協議会の庶務は、新潟市立中央図書館において行う。

第7条中「各協議会」を「協議会」に改める。

附則

日対昭表
第5号
夕期 即
年数字
(昭和39
新潟市立図書館協議会運営規則(昭和39年教委規則第5号)新旧対照表
館協議会
「図書(
马上
新獲

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	田谷
	Jul 1
(商品)	(趣旨)
第1条 この規則は、新潟市立図書館条例(平成19年新潟市条例第11号。以	第1条 この規則は、新潟市立図書館条例(平成19年新潟市条例第11号。以
下「条例」という。)第20条の規定により、 第19条第1項の規定により置	下「条例」という。)第20条の規定により、 <mark>第19条第1項に規定する図書</mark>
かれる新潟市立図書館協議会(以下「協議会」という。)) い関し、必要な事項を	館に置かれる各図書館協議会(以下「各協議会」という。) に関し、必要な事項
定めるものとする。	を定めるものとする。
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第2条 協議会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。	第2条 各協議会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。
(会議の招集)	(会議の招集)
第3条 協議会の会議は、会長が招集する。	第3条 各協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会の定例会は、年2回とする。ただし、必要に応じて臨時会を開く	2 各協議会の定例会は、年2回とする。ただし、必要に応じて臨時会を開
ことができる。	くいとがんみる。
(会議の成立)	(会議の成立)
第4条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開	第4条 各協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ
くことができない。ただし、同一事案について再度招集した場合におい	開くことができない。ただし、同一事案について再度招集した場合におい
て、なお半数に達しないときは、この限りでない。	て、なお半数に達しないときは、この限りでない。
(議事)	(集
第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会	第5条 各協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、
長の決するところによる。	会長の決するところによる。
(庶務)	(庶務)
第6条 協議会の庶務は、新潟市立中央図書館において行う。	第6条 新潟市立中央図書館の図書館協議会の庶務は、新潟市立中央図書館
	において、それ以外の図書館協議会の庶務は、それぞれの図書館において行
	2.
(その色)	(その色)

現行	第7条 この規則に定めるもののほか、各協議会の運営に関して必要な事項	は、会長が定める。
故正後 (案)	第7条 この規則に定めるもののほか、 <mark>協議会</mark> の運営に関して必要な事項	は、会長が定める。

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則(平成19年新潟市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第10号中「教職員住宅」を「旧教職員住宅」に改める。

第14条の2第3号を削る。

第19条の4第7号中「教職員住宅」を「旧教職員住宅」に改め、「南区及び」を削る。

附則

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教委規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
教育総務課~学校人事課 (略)	教育総務課~学校人事課 (略)
教育職員課	教育職員課
(1)~(9) (略)	(1)~(9) (略)
(10) <u>旧教職員住宅</u> の管理に関すること。	(10) <u>教職員住宅</u> の管理に関すること。
第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりと	第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりと
する。	する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 削除	(3) 図書館協議会に関すること (豊栄図書館、亀田図書館、新津図書
	館、白根図書館、坂井輪図書館及び西川図書館に限る。)。
(4) $\sim (12)$ (略)	(4) $\sim (12)$ (略)
(教育支援センターの分掌事務)	(教育支援センターの分掌事務)
第19条の4 教育支援センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	第19条の4 教育支援センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
(7) 所管区域に所在する <u>旧教職員住宅</u> の管理に関すること(西蒲区の教	(7) 所管区域に所在する <u>教職員住宅</u> の管理に関すること(<mark>南区及び</mark> 西蒲
育支援センターに限る。)。	区の教育支援センターに限る。)。
(8)~(16) (略)	(8)~(16) (略)

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年新潟市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1新潟市立図書館協議会長印の項を削る。

別表第2(10)を削る。

附則

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年教委規則第5号)新旧対照表

		4	N	777	ſΨ	п		اءا													
		D D	72	光	梅	中		ιΩ	miali	dalel	Test 1	1	E	per l	أعادا	اللبر	أدادار	اعدا	اججا		
		保管場	刑					中央図	書館、豊	米図書	館、亀田	図書館、	新津図	書館、白	根図書	館、坂井	警 図	館及び	西三図	書館	
		個						各	#III	**	細	X	搬	## [榖	調	響	調	图		
			W/V/							図	4	図	4	図	4	図	4	鑂	架	煦	
		管理者						中央図	書館、	豐米図	書館、	亀田図	書館、	新津図	書館、	白根図	書館、	坂井輪	図書館	及び西	川図書
現行		使用区分						図書館協議会	長名をもつて	する行政文書	周										
		丰恒	*					*													
	(첫	容	\supset	~																	
	(第4条関係)	規	/// <u> </u>	1	5			*	<u>24</u>												
	別表第1(第4	名称					(婦)	新潟市立図	書館協議会	長印											
		Ó	\$	光	梅	中		霊	姓												
				112	-11	•															
		保管場	刑					验													
		個	教					霊	继												
		管理者						温除													
		細						霊													
改正後 (案)		使用区分						削除													
		#1	*					霊	丝												
	系)	容	\supset	<u></u>																	
	(第4条関係)	羪	<i>''</i> / <i>'</i>	1 ×	Ž			温歇													
	別表第1 (第4	名称					(服)	巡													

改正後 (案)	現行
	<u>館の館</u> <u>長</u>
(略)	(略)
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)
(10) 削除	(10)
	新鴻市立
	〇〇図書館
	協議会長印
	〇印は、図書館協議会名
(略)	(略)

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則(平成12年新潟市教育委員会規則第13号)の 一部を次のように改正する。

別表新潟市小須戸学校給食センターの項中「新潟市立小須戸幼稚園」を削る。

附則

新潟市学校給食センター条例施行規則(平成12年教育委員会規則第13号)新旧対照表

備考									
		対象学校等	(姆)	新潟市立小須戸幼稚園	新潟市立小須戸小学校	新潟市立矢代田小学校	新潟市立小須戸中学校	(婦)	
現行	別表 (第2条関係)	給食センター	(昭)	新潟市小須戸学校給食センター				(知)	
()		対象学校等	(婦)	新潟市立小須戸小学校	新潟市立矢代田小学校	新潟市立小須戸中学校	(略)		
改正後(案)	別表 (第2条関係)	給食センター	(略)	新潟市小須戸学校給食センター			(略)		

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

新潟市教育委員会が取り扱う個人情報に係る新潟市個人情報の保護に関する法律施行 条例(令和5年新潟市条例第 号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市個 人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年新潟市規則第 号)の例による。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年教育委員会規則第9号)は廃止する。

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

新潟市教育委員会が取り扱う個人情報に係る新潟市死者情報の開示に関する条例(令和5年新潟市条例第 号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則(令和5年新潟市規則第 号)の例による。

附則

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のよう に定める。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

教育長訓令第 号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程 新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程(平成31年教育長訓令第4号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、並びに」に改め、「総務部デジタル行政推進課長」の次に 「及び総務部情報システム課長」を加える。

附則

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程(平成31年教育長訓令第4号)新旧対照表

	対 生 ウ/ を I H A J K A A A A A A A A A A A A A A A A A	
改正後 (案)	現行	備考
○新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程	〇新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程	
平成31年3月28日教育長訓令第4号	平成31年3月28日教育長訓令第4号	
第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規	第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規	
程中、最高情報統括責任者(CIO)の権限とされている事項は総	程中、最高情報統括責任者(СІО)の権限とされている事項は総	
務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者(副CIO)の権	務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者(副CIO)の権	
限とされている事項は総務部長に、並びに最高情報統括責任者補佐	限とされている事項は総務部長に <mark>及び</mark> 最高情報統括責任者補佐(C	
(CIO補佐)の権限とされている事項は総務部デジタル行政推進	I O補佐)の権限とされている事項は総務部デジタル行政推進課長	
課長 <u>及び総務部情報システム課長</u> に委任する。また、部の長は教育	に委任する。また、部の長は教育次長、課の長は新潟市教育委員会	
次長、課の長は新潟市教育委員会事務専決規程(平成19年新潟市教	事務専決規程(平成19年新潟市教育長訓令第3号)に規定する課等	
育長訓令第3号)に規定する課等の長とする。	の長とする。	

議案第38号

教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和5年3月20日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

教育財産の用途廃止について

1 概要

新潟市立幼稚園再編実施計画に基づき、小須戸幼稚園は令和5年3月31日で閉園となることから、令和5年4月1日付けで土地および建物を用途廃止する。

- 2 用途廃止する教育財産
 - ○小須戸幼稚園:新潟市秋葉区横川浜字潟端 527-1

ア. 土地 面積 2,832.00 ㎡

評価額 44,462,000 円 (15,700 円/㎡)

イ. 建物 延床面積 695.54 m² (一般校舎:鉄筋コンクリート造平屋建て)

(園舎:木造平屋建て)

評価額 7,700,000 円

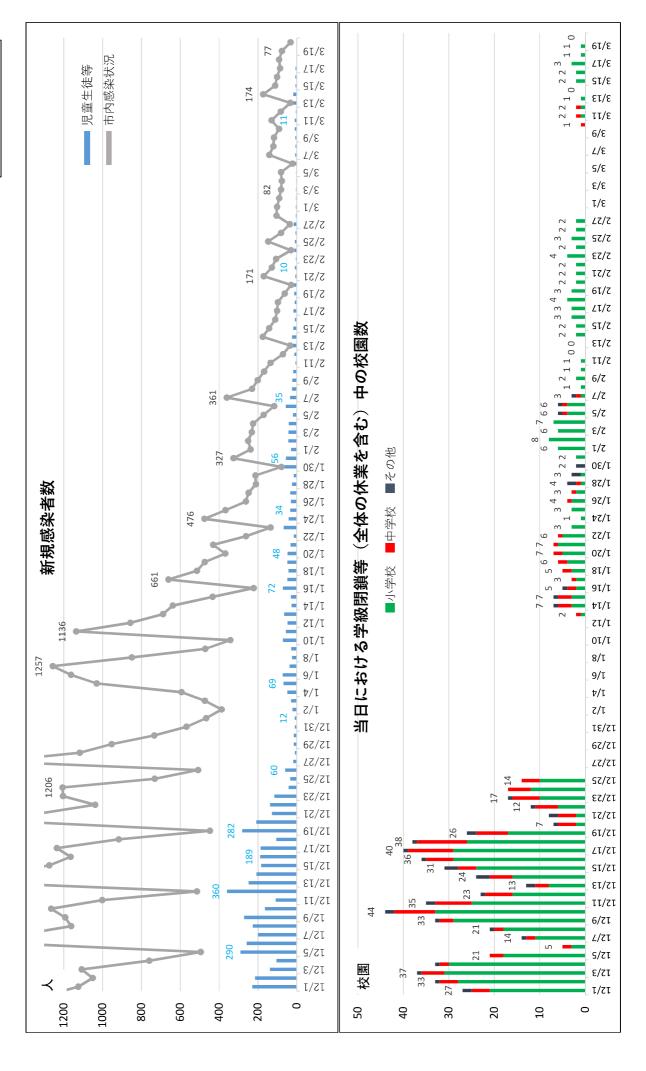
3. その他

用途廃止後の土地・建物の利活用については未定

報告

令和5年3月20日 保健給食課

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況(令和4年12月以降)



R5.3.20 地域教育推進課 3月教育委員会定例会 報告案件資料

令和4年度新潟市二十歳のつどいアンケート集計結果について

1. 概要

令和5年1月8日(日)に開催された、新潟市二十歳のつどいに関してアンケートを実施した。 【対象者】 二十歳のつどい参加対象年齢(平成14(2002)年4月2日~平成15(2003)年4月1日生まれ)の方 テレサアプリ登録者数 4,729人、二十歳のつどいLINE登録者数 794人(式典開催時点。重複登録あり) 【実施方法】テレサアプリ及び二十歳のつどいLINE登録者に対し、アンケートURLを通知。 【期間】令和5年1月16日~31日(16日間) 【回答者数】417件

2. アンケート結果

